

## 第2次北海道男女平等参画基本計画 平成21年度重点事項

### 1 重点事項の趣旨

第2次北海道男女平等参画基本計画を着実に推進するために、男女平等参画に関連する施策のうち、翌年度において重点的に取り組むべき事項について、毎年度、北海道男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、北海道男女平等参画推進本部で協議の上、決定することとしている。

これにより、翌年度に関係部局が行う関連施策について、社会情勢や緊急度を勘案し、男女平等参画行政全体の中での位置づけを明らかにし、基本計画の着実な推進を図るものである。

### 2 平成21年度重点事項の選定状況

第2次北海道男女平等参画基本計画の平成20年度の推進状況、北海道男女平等参画審議会の意見などを踏まえ、第2次北海道男女平等参画基本計画の体系の13項目の「基本方向」及び当該方向にそれぞれ繋がる40項目の「施策の方向」の中から、特に重要度や緊急度の高い、8項目の「基本方向」、11項目の「施策の方向」を選定し、重点事項とする。

### 3 平成21年度に重点事項の内容及び選定理由

	【基本方向】 男女平等参画の啓発の推進
	【施策の方向】 広報・啓発活動の充実
	メディア等における男女平等の理念への配慮
内容	<p>男女平等参画社会の実現に向けて、広く道民の意識の高揚を図るため、インターネットなど多様な媒体を有効に活用した広報、啓発活動を積極的に行うとともに、情報源の少ない地域の人たちや、男女平等参画の理念に関心のない人たちへの広報についても工夫することで、情報や学習機会の提供における格差をなくすよう努める。</p> <p>また、メディアなどに対しても、男女平等の理念に配慮した放送・出版等への理解と協力を求めるとともに、多様な情報手段を適切に活用するための啓発に努める。</p>
選定理由	<p>内閣府調査でも示されているように、長い歴史の中で培われてきた性別による固定的役割分担意識は依然として残っており、男女平等参画社会の実現に向けて、広く道民に関心や理解が得られるよう引き続きインターネット等様々な手段による広報・啓発活動は重要であることから選定する。</p> <p>広報・啓発活動による効果を把握し、情報提供することによって効果的な広報活動が期待されるとともに、インターネットを使用できない人や男女平等参画に関心がない人への広報・啓発手段の工夫や、都市部でも地方でも等しく情報や学習機会を得られるような場の提供など、きめ細やかな取組が求められている。</p> <p>また、テレビ等の媒体においては、性別による固定的役割分担意識による表現が多く見られることから、制作にあたる側の男女平等参画に対する意識を高め、男女平等の理念に配慮した表現に努めるよう働きかけることが必要である。</p> <p>インターネットの普及等により、情報に触れる機会が増えていることから、その中から有効な情報のみを選択し、活用することの重要性を啓発する必要性が増していると考えられる。</p>

<b>【基本方向】</b> 男女平等の視点に立った教育の推進	
<b>【施策の方向】</b> 学校における男女平等教育の推進	
内容	性別にとらわれない教育観に立った進路指導、職業指導により、一人ひとりが主体的に職業選択や生活設計ができるよう努める。 また、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについて学校における男女平等の視点に立った教育の支援に努める。
選定理由	若年層においては、性別にとらわれない意識への変革がすすんでおり、さらに学校における男女平等教育を推進することは、企業や、家庭等における意識の変革を推進する効果的な手段である。 また、女性に対する暴力を根絶するためにも、個人の尊厳や男女平等参画社会に関する理解などについて、児童生徒の発達段階に応じ指導を充実することが必要であることから選定する。

<b>【基本方向】</b> 男女平等の視点に立った教育の推進	
<b>【施策の方向】</b> 社会における男女平等教育の推進	
内容	男女が、生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等参画社会に関する意識を高めることができるよう、関係団体等と連携して学習機会の充実に努める。
選定理由	男女平等参画社会の実現のためには、一人一人が互いの人権を尊重し、男女平等参画の意識を高めることが必要であるが、社会において、性別による差別はまだ多く見られることなどから、社会における教育は重要であり、生涯学習の場における様々な研修や取組は、その学習の機会として重要な役割を果たすと考えられるため選定する。

<b>【基本方向】</b> 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
<b>【施策の方向】</b> 審議会等への女性の登用の促進	
内容	行政の多様な分野における政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、様々な意見を行政に反映させて、より良い北海道をつくるために、道の審議会等への女性登用拡大に努めるとともに、市町村における女性の登用促進についても協力を要請し、政策・方針過程への女性の参画の拡大を図る。
選定理由	道の審議会等への女性の登用率は増加傾向にあるものの、全国平均より低く、また、分野により登用率の偏りがあることから、より一層の女性の登用拡大に努め、女性の意見や意向を施策に反映させていく機会をつくる必要がある。 行政施策等に関する意見が取り交わされる審議会等において、男女が等しく政策・方針決定過程の担い手になり、対等な立場から意見を発する機会は重要であり、女性の参画による意見や意向が反映されれば、様々な課題の解決につながる可能性も高く、女性の一層の活躍の広がりにつながり、男女平等参画社会の形成に大きく寄与することから選定する。

<b>【基本方向】</b> 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	
<b>【施策の方向】</b> 仕事と生活の調和に関する意識啓発	
内容	仕事と育児・介護等家庭生活や地域生活との両立についての意識啓発を進めるとともに、仕事と生活との両立のための制度の定着や男女いずれもが積極的に制度を利用できるような環境の整備及び市民活動等社会参加の促進を図るため、普及啓発や情報提供に努める。
選定理由	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は浸透しつつあり、この言葉を掲げて総合的な男女平等参画への取組への意識が醸成できる機運にあるが、内容については、まだまだ認知されておらず、仕事と育児・介護、市民活動、自己啓発等多様な生き方が選択・実現できるよう、一層の啓発が重要である。 また、「仕事と生活の調和」の啓発は、男性にも男女平等参画推進の意義を認識してもらうきっかけとして効果的と考えられることから選定する。

<b>【基本方向】</b> 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	
<b>【施策の方向】</b> 育児・介護の支援体制の充実	
内容	育児・介護休業制度の普及とともに、地域や家庭の実情を踏まえた子育て支援事業などにより、社会全体で育児や介護を支援する環境を整備し、仕事と家庭の両立を支援する。
選定理由	性差を超えて、人間としてそれぞれの良さを認め合える明るい未来のある社会で、安心して子どもを育てていけるよう、多様なニーズに応じた支援が求められている。 働く女性の増加や雇用形態の変化により、多様な就業形態に応じた保育所等受入機関の整備に加え、ひとり親家庭等様々な家庭の実情に配慮した支援策や、地域子育て支援センターなど支援体制の充実を図るとともに、それらの施策の周知を徹底し、制度の活用を促進することが必要であることから選定する。

<b>【基本方向】</b> 就労等の場における男女平等の確保	
<b>【施策の方向】</b> 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	
内容	男女雇用機会均等法に基づき、女性労働者の労働条件の整備について企業等に働きかけるなど、女性の能力発揮に向けた取組の促進を図るとともに、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発を促進する。
選定理由	最低賃金以下の労働実態、無権利無保障の非正規労働、低い雇用率等により、女性の経済的自立が困難な北海道の状況からみても、女性の積極的な活用や女性の就業分野の拡大、適正な労働条件の確保について、企業の理解を促進する啓発活動が重要であることから選定する。

<b>【基本方向】</b> 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	
<b>【施策の方向】</b> 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	
内容	農林水産業や商工業等自営業に従事する女性が、経営や地域活動に参画するなど、女性のエンパワーメントを図ることにより、農林水産業・自営業のみならず、地域の活性化につながる取組を支援する。
選定理由	北海道の地域的特性と現在の食料事情や安全性という視点から、北海道の第1次産業を上向かせるチャンスであり、そのためには、積極的な活動を行う女性のネットワークを広めるなど女性の参画への支援及び異業種との情報交換など広域的な取組を行うことも必要であることから選定する。

<b>【基本方向】</b> 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 (女性へのあらゆる暴力の根絶)	
<b>【施策の方向】</b> 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実	
内容	「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」の着実な推進に向け、民生委員・児童委員向け相談対応マニュアルを作成するなど、関係機関との連携を図り、女性へのあらゆる暴力、特に配偶者からの暴力を根絶に向け、引き続き、暴力の防止に関する普及啓発や被害者の保護・支援に努める。
選定理由	男女平等参画社会を実現する上で、人間としての尊厳を侵害する暴力の問題は克服すべき重要な課題である。暴力は対象者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではないが、女性へのあらゆる暴力の根絶は最重要課題であり、「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」の策定により、配偶者からの暴力根絶、被害者支援の一層の充実に向け、関係機関相互の連携に努めるほか、暴力防止に関する普及啓発など、引き続き重点的に取り組む必要があることから選定する。

<b>【基本方向】</b> 生涯にわたる健康づくりの推進	
<b>【施策の方向】</b> 保健医療体制の充実について	
内容	保健医療体制に地域間格差があることを踏まえ、地域の医療提供体制の整備を推進するとともに、関係機関とも連携し、生涯にわたる健康づくり体制の充実を図る。
選定理由	北海道における医療サービスの地域格差は重大な問題であり、特に産婦人科・小児科の医師不足等の地域格差は、健康問題のみならず、女性の社会進出や就労の継続にも深刻な影響を与える問題であることから選定する。